

千葉県告示第428号

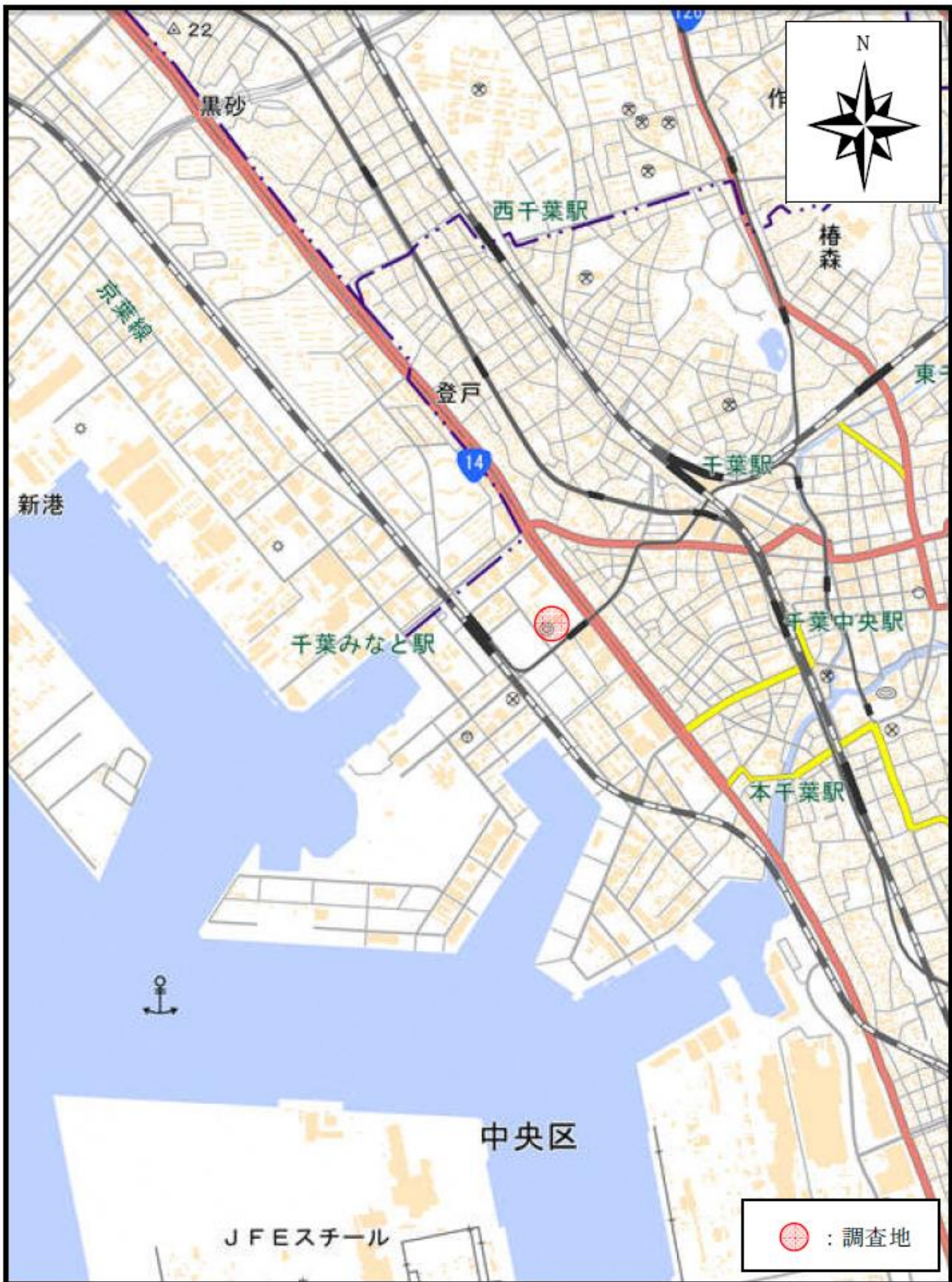
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示します。

令和2年5月20日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 形質変更時要届出区域
千葉県中央区千葉港120番（別図1及び2のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下、「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
 - (1) 砒素及びその化合物
 - (2) ふっ素及びその化合物
- 3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
 - (1) 該当なし

(別図1)



(別図2)

